

## 今後の検討にあたっての論点

令和5年10月27日  
緊急事案対策室・検査グループ

今後の検討にあたっては、資料1中の「3. 今後の方向性」に記載したほか、下記についても実態を踏まえて検討することとしたい。

### ○法令報告と原子力規制検査との関連

原子力規制検査の運用との関連を整理してはどうか。例えば、法令報告のうち、事象の状況とその処置について報告する「遅滞なく報」の内容は、原子力規制検査で確認することで担保できるのではないか。

### ○審査で確認している安全機能等との関係

新規制基準適合性審査において、発生防止対策や安全確保対策を確認しているが、それらが有効に機能した場合の法令報告の必要性を検討してはどうか。

### ○廃止措置段階で法令報告が必要な事象の具体化

廃止措置段階での法令報告は、その時点で安全に関する事象を対象とすることとしているが、廃止措置計画等における性能維持施設等を参考に、より具体化することを検討してはどうか。